



## 健康増進法（受動喫煙防止法）による施設内の禁煙について

平素より泉佐野市総合文化センターをご利用くださりまして誠にありがとうございます。  
当センターでは、令和2年4月より、改正健康増進法(受動喫煙防止法)が全面施行されることを受け、全ての施設内において禁煙となります。(加熱式タバコを含む)  
また、文化センター内に設置している一部の灰皿を撤去いたします。  
喫煙される方は、所定の屋外喫煙スペースをご利用いただきますようお願いいたします。

【日程】 **令和2年4月1日** から

【対象】 文化会館、文化会館内レストラン  
生涯学習センター、図書館、歴史館

